

産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（第6回）-議事要旨

日時：平成27年12月11日（金曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館17階 第3特別会議室

出席者委員

委員

松本座長、大淵座長代理、沖野委員、角委員、後藤委員、角田委員、茶園委員、道垣内委員、早川委員、横山委員

準則起草者

伊藤弁護士、稲益弁護士、井口弁護士、岩原弁護士、上沼弁護士、辻巻弁護士、宮澤教授、森弁護士、山内弁護士

オブザーバ

山本京都大学大学院法学研究科教授、林消費者庁表示対策課課長補佐、柘植総務省消費者行政課専門職、立川法務省民事局付、吉野文化庁著作権課法規係長、遠藤経済産業省知的財産政策室調査一係長、長井経済産業省知的財産政策室企画一係長

事務局（情報経済課）

佐野課長、北元課長補佐、鈴木係長

議題

- 開会
- 討議
 - 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂に係る検討体制について
 - 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂案について
- 事務連絡
- 閉会

議事概要

1. 開会

IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について、事務局から資料2を用いて説明を行い、全会一致で了承された。

2. 討議

準則起草者から資料3から資料5までを用いて説明を行い、討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

未成年者による意思表示

- 「思われる」という表現は主観的であり、読者が戸惑うおそれがあるため表現を改めるのがよいのではないかと。
- 取引の価格の多寡は、詐術の該当性判断においてどのような形で考慮要素となるのか、整理が必要ではないかと。

ユーザー間取引（インターネット・オークション、フリマサービス等）

- 場を提供しているという趣旨であれば、「プラットフォーム」という用語を用いるのが適切ではないかと。

- いわゆるシェアリングエコノミーが論点の対象であると読まれる可能性があるので、ここで想定するユーザー間取引が売買であることを明記するのがよいのではないか。

データ集合の利用行為に関する法的取扱い

- 「取引によって受領した者が」という表現の趣旨が分かりづらく、補足説明が必要ではないか。
- 「著作物や営業秘密とは異なる法的に保護された利益」という表現が、著作物や営業秘密そのものが利益であるように読めてしまうため、表現の見直しが必要ではないか。

国境を越えた取引等に関する論点

- 生産物責任に関する論点については、「生産業者」の定義（法の適用に関する通則法18条）を踏まえて修正を検討してほしい。
- 各論点名に「国際裁判管轄及び適用される法規」と逐一書かなくても、第IV章の数行の導入部を設けてまとめて書くとともに、「適用される法規」については単に「準拠法」とまとめることができるのではないか。

データ消失時の顧客に対する法的責任

- 事業者間契約における責任制限については、軽過失の事例に関する裁判例で考慮されている要素を本文に取り入れることができるのではないか。
- データ消失時の責任については、クラウド事業者の経営コストの観点のみならず、小規模事業者であり得るユーザー企業の保護の観点もあり、両者のバランスについて政策的観点での議論が必要ではないか。
- 不法行為責任の成否に関しては、不動産取引の例と類似性があり、建物の所有者から直接の契約関係がない施行業者への瑕疵修繕相当額の請求を認めた裁判例が参考になるのではないか。
- データ喪失と財産上の損害の因果関係の立証が困難だったために慰謝料算定で斟酌した裁判例が脚注に引用されているが、因果関係の立証の難しさについて本文においても示すことが考えられるのではないか。

関連リンク

[IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課
電話：03-3501-0397
FAX：03-3501-6639

最終更新日：2015年12月15日